

令和 7 年度予算編成要綱

第 1 基本的視点

限りある財源を効率的かつ効果的に施策に反映し、市民が安全安心に暮らせるまちづくりを推進するため、次の視点に立って予算編成に取り組むこととする。

- 1 財政健全化推進プラン及びこれまで行ってきた事務事業等の見直し結果については、その内容を確実に予算に反映すること。また、義務的経費及び準義務的経費であっても、決算額の推移や今年度の執行状況等を十分に勘案するとともに、前例や慣例にとらわれることなく、対象・手法等の見直しの可能性について検討を加え、真に必要な経費を要求すること。
- 2 一般財源を十分に確保できず、見込まれる歳入を歳出が超過する場合には、各事務事業の優先順位を考慮し、特に、臨時費については厳しく査定せざるを得ないことに留意すること。
- 3 当該年度に事業費として予算計上される経費のみならず、人件費を含めたトータルコスト及び後年度の負担についても十分に把握し、徹底したコスト意識をもって積算にあたること。
- 4 予算要求にあたっては、庁内の横断的な連携・協力を図るとともに、本庁と行政センターの所管課同士の十分な協議を図ること。
- 5 財政健全化法により、市の財政が一体的に判断されることから、各会計においては、収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。

第 2 重点的事項

1 健全で安定した財政運営と財源の確保

健全で安定した財政運営の確保のため、また、いま投資すべき事業に限られた財源を投入するためには、これまで行ってきた事務事業の見直しを踏まえ、各課において引き続き所管事務の「予算の総点検」を実施するとともに、効果や効率性を客観的なデータ等に基づいて見極め、評価や検証を加えたうえで、すべての既存事業について見直しを検討し、確実に予算に反映させることとする。

施設管理経費については、見直しの効果が後年次まで続くものであることから、引き続き指定管理施設も含め、積極的な見直しを図ることとする。

また、将来に向けた投資を行うには、市の実質的な負担を抑制し、より一層投資効果を拡大するため、単に一般財源に依存するのではなく、国等の補助金や交付税措置のある有利な地方債の活用を図ることとする。

2 目指すべきまちづくりの実現に向けて

「釧路市まちづくり基本構想」に掲げる「域内連関」の考え方を十分に踏まえ、目指すべきまちづくりの実現に向け、次の観点に留意して取り組むこととする。

- (1) まちづくり基本構想における3つの重点戦略を、令和7年度予算編成の政策テーマとして設定する。それらの実現に資する事業の構築について積極的に検討すること。
 - ①まちの活力を高める経済活性化戦略
 - ②地域経済を担う人材育成戦略
 - ③経済活動を支える都市機能向上戦略
 - (2) 現状や課題、その中での事業の位置づけなどを明確にし、俯瞰的な視点を持って事業化を検討すること。
 - (3) これまでの取り組みを点検・評価の上、事業再編の検討や実施すべき優先度を判断し、予算の重点化を図ること。
 - (4) 新規事業の構築にあたっては、成果目標と事業期間を設定すること。
- 3 建設工事等の早期発注及び発注の平準化（ゼロ市債）
- 建設業者等の経営環境の健全化、労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などに資するため、ゼロ市債による早期発注及び発注の平準化に取り組むこととする。

第3 特別会計・企業会計に関する事項

財政健全化法を強く意識し、経営の健全化に最大限の努力を図ること。

1 特別会計

特別会計については、独立性を十分認識し、事業運営の一層の効率化による支出の抑制と収入の確保に知恵を絞り、収支改善に尽力し、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、予算見積りを行うこと。

2 企業会計

企業会計においては、長期的な資金計画等を策定し、収入の確保、事業の重点化と良質な資金の活用などによる財務体質の強化と計画的かつ効率的な事業運営に努めるとともに、第1の5にあるとおり経費節減等徹底した歳出の見直しに取り組み、確実に経営健全化を図ること。

第4 その他の事項

1 年間総合予算

国の予算編成及び地方財政計画が明らかでないことから、制度改正の見通しが確実なものを除き、現行の制度が継続するものとして事業費や財源を見積もり、年間総合予算として編成する。

2 予算編成事務

予算編成に関する具体的な事項、要求基準については、別途通知する「令和7年度経常費予算見積書の提出及び臨時費等概算要求について」によることとする。

3 その他

地方財政対策や各種制度改正の動向などによっては、予算編成作業の大幅見

直しも予測されるので留意すること。

【今後の予算編成スケジュール】

- | | | |
|---|-------------------|----------|
| 1 | 予算編成方針示達（庁議） | 8月29日（木） |
| 2 | 予算要求期限 | |
| | 経常費予算見積書提出 | 9月30日（月） |
| | 臨時費概算要求（各特別会計を含む） | 9月30日（月） |
| | 政策予算概算要求 | 9月30日（月） |
| 3 | ヒアリング | |
| | 経常費（担当者ヒアリング） | 10月上旬～ |
| | 政策予算 | 10月中旬～ |
| | 臨時費（担当者ヒアリング） | 11月下旬～ |